

令和4年度財政援助団体等監査結果報告

地方自治法第199条第7項の規定により令和4年度の財政援助団体等監査について能代市監査基準に準拠し、次のとおり実施した。

1 監査の対象

令和4年度財政援助団体等に関する監査の対象を下記のとおりとした。

(1) 監査の対象とした補助金（令和3年度交付分）

No	所管課	補助金の名称	財政援助団体の名称
1	総務課	自主防災組織補助金	羽立町自治会自主防災組織
2	市民活力推進課	市民まちづくり活動支援事業補助金	特定非営利活動法人ノースウインド
3	子育て支援課	子ども・子育て応援団体支援事業費補助金	向能代子ども食堂
4	長寿いきがい課	福祉基金事業補助金	イージーアンサンプルの会
5	商工労働課	中小企業等生産性向上支援補助金	有限会社カーセレクションジャンボ
6	エネルギー産業政策課	みなと祭り補助金	能代商工会議所青年部
7	観光振興課	でらっとのしろ観光キャンペーン実行委員会補助金	でらっとのしろ観光キャンペーン実行委員会
8	林業木材振興課	風の松原の再生と共に歩む会補助金	風の松原の再生と共に歩む会
9	農業振興課	農業法人確保・育成事業費補助金	農事組合法人成合アグリファーム
10	生涯学習・スポーツ振興課	バドミントン日本代表選手強化合宿補助金	秋田県バドミントン協会

(2) 監査の対象とした指定管理施設

No	所管課	指定管理施設の名称	指定管理者の名称
1	商工労働課	能代市総合技能センター	職業訓練法人能代職業訓練協会
2	生涯学習・スポーツ振興課	能代市立能代図書館	株式会社図書館流通センター

2 監査の期間

補助金監査	令和4年9月8日から令和5年1月30日まで
指定管理簿冊等監査	令和4年10月18日から令和5年1月30日まで
指定管理施設実地監査	令和4年11月15日、令和4年11月17日

3 監査の範囲及び着眼点

今年度の財政援助団体等監査は、監査の対象とした財政援助団体等の当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼とし、次の事項について監査を実施した。

(1) 補助金について

- ①補助対象や金額の算定基準は要綱等により明確になっているか。
- ②実績報告書のほか、帳簿、領収書、通帳等により履行確認が行われているか。
- ③補助金の使途は適切か。
- ④出納関係帳票や領収書等の証拠書類の整備は適正に行われているか。
- ⑤補助金で購入した備品等の管理は適正か。

(2) 指定管理施設について

- ①消防計画、危機管理マニュアル等に基づき安全性の確保が図られているか。
- ②現金の取り扱い、保管状況は適切か。
- ③施設、設備の管理（点検、修繕等）が適切に行われているか。
- ④指定管理者からの報告、指定管理者への指導等のほか、経費の負担区分等について基本協定書に基づいた取り扱いになっているか。
- ⑤能代市指定管理施設実地調査マニュアルに基づく所管課の実地調査の状況について適切に行われているか。
- ⑥それぞれの施設の性格、状況に応じて適切に状況把握が行われているか。また、必要な対策が講じられているか。

4 監査の実施内容

監査の対象とした団体等の事業及び補助金等の執行状況について、提出を求めた監査資料を確認するとともに、次の方法により監査を実施した。

(1) 補助金について

各団体及び所管課から提出された関係諸帳簿等を調査・照合し、必要に応じて関係者へ聞き取りを行った。

(2) 指定管理施設について

対象施設ごとに利用状況、使用許可等の取り扱い、所管課における実地調査の状況について関係簿冊等を調査し、必要に応じて関係職員へ聞き取りを行った。また、施設管理及び現金の取り扱い、保管状況等について関係者へ聞き取りを行い、実地にて監査を実施した。

5 監査の結果

監査の結果、補助金及び指定管理施設に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、改善措置を検討することが望ましいと認めるもの及び意見等の中で重要と思われるものは次のとおりである。その他の軽微な誤り等については、講評の際に、改善及び職員への周知を要望したので記述は省略した。

今回、監査対象となっていない補助金及び指定管理施設についても、随時確認を行いながら適正な事務執行に努められたい。

(子育て支援課)

子ども・子育て応援団体支援事業費補助金については、補助要綱で2つの事業が示されている。監査対象とした事業は、この2つの事業を活用して実施されたものである。補助要綱では、事業ごとに対象経費を算定することになっているが、当該事業はそれらを合算して補助金額を算定しており事業区分が不明確となっている。補助要綱に沿った取り扱いとされたい。

(長寿いきがい課)

福祉基金事業補助金において、履行確認の際に提出された領収書の一部に、内訳等が不明確なものがあった。内訳の記載は補助対象経費を判断する上で重要な項目となることから、補助金確定事務においては十分留意し、適正な事務処理とされたい。